

食品安全委員会第124回会合議事録

1. 日時 平成17年12月15日(木) 14:00~15:40

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 農薬「フルオピコリド」

(厚生労働省から説明)

・ 動物用医薬品「シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラーバデックス1%)」

(厚生労働省及び農林水産省からの説明)

・ 遺伝子組換え食品等3品目

ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種

(厚生労働省から説明)

高リシントウモロコシLY038系統(食品)

(厚生労働省から説明)

高リシントウモロコシLY038系統(飼料)

(農林水産省から説明)

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・ 遺伝子組換え食品等6品目に関する食品健康影響評価について

L-アルギニン

ワタ281系統とワタ3006系統とラウンドアップ・レディー・ワタ1445系統を掛け合わせた品種

ワタ281

ワタ3006

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *Bt*.

7 系統

(3) 農薬専門調査会における審議状況について

・フロニカミドに関する意見・情報の募集について

(4) その他

4 . 出席者

(委員)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、坂本委員、中村委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 伏見基準審査課長

厚生労働省 北島新開発食品保健対策室長

農林水産省 杉浦畜水産安全管理課長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、福田評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「フルオピコリド」の食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の
残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料 1 - 3 動物用医薬品の製造（輸入）の承認について

資料 1 - 4 薬事・食品衛生審議会（食品衛生分科会）組織図

資料 1 - 5 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統及び除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913
系統の概要

資料 1 - 6 高リシントウモロコシ L Y 038 系統の概要（食品）

資料 1 - 7 高リシントウモロコシ L Y 038 系統の概要（飼料）

資料 2 - 1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
（食品 2 品目）

資料 2 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

(飼料 4 品目)

資料 3 農薬専門調査会における審議状況について

資料 4 「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(平成 17 年 10 月)」に係る審議における御指摘について(報告)

資料 5 - 1 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

資料 5 - 2 鳥インフルエンザの Q & A

6 . 議事内容

寺田委員長 それでは、第 124 回の「食品安全委員会」を開催いたします。

本日は 7 名の委員全員が御出席であります。また、本日は厚生労働省より伏見基準審査課長、北島新開発食品保健対策室長。農林水産省より杉浦畜水産安全管理課長にも出席していただいております。

全体のスケジュールにつきましては、議事次第を御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「『フルオピコリド』の食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

資料 1 - 3 が「動物用医薬品の製造(輸入)の承認について」。

資料 1 - 4 が「薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会)組織図」。

資料 1 - 5 が「ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統及び除草剤グリホサート耐性ワタ MON889 13 系統の概要」。

資料 1 - 6 が「高リシントウモロコシ L Y 038 系統の概要(食品)」。

資料 1 - 7 が「高リシントウモロコシ L Y 038 系統の概要(飼料)」。

資料 2 - 1 が「遺伝子組換え食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について(食品 2 品目)」。

資料 2 - 2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について(飼料 4 品目)」。

資料 3 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 4 が「『食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(平成 17 年 10 月)』に係る審議における御指摘について(報告)」。

資料 5 - 1 が「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」。

資料 5 - 2 が「鳥インフルエンザの Q & A」であります。

お手元に資料はございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料 1 にありますとおり、12 月 13 日付けで農薬「フルオピコリド」について、厚生労働大臣から、12 月 2 日付けで動物用医薬品「シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤」について、厚生労働大臣及び農林水産省から、12 月 8 日付けで遺伝子組換え食品 2 品目について厚生労働大臣から、12 月 9 日付けで遺伝子組換え食品等 1 品目について、農林水産大臣から、食品健康影響評価の要請がございました。

まず初めに農薬「フルオピコリド」について厚生労働省から説明があります。厚生労働省の伏見基準審査課長、よろしく願いいたします。

伏見基準審査課長 よろしく願います。

それでは、資料 1 - 1 にございますように、先般フルオピコリドに関しまして、食品健康影響評価の依頼をさせていただきましたので、それにつきまして、説明させていただきます。資料 1 - 2 を御覧いただければと思います。

そこがございますように、「経緯」のところがございますけれども、フルオピコリドにつきましては、12 月 2 日付けで農林水産省から厚生労働省に対しまして、当該物質に関しまして、農薬取締法に基づく登録申請があった旨連絡をいただいております。

これにつきまして、厚生労働省といたしまして、食品中の残留基準設定の検討を開始することになるわけでございますけれども、それに当たりまして、食品安全基本法に基づきまして、こちらの食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼させていただくということでございます。

当該品目に関しましてでございますが、フルオピコリドでございますけれども、新規に申請された殺菌剤でございます。適用といたしましては、バレイショへの適用が申請されておるところでございます。このものに関しましては、国際的に見ますと、JMPR における毒性評価はなされておられません。したがって、国際基準も設定されておられません。米国・EU 等におきましては、現在登録申請中の状態にあるということでございます。

本品に関しまして、今後の方向でございますけれども、食品安全委員会で食品健康影響評価をいただきました後、私どもの薬事・食品衛生審議会におきまして、本品の食品中の残留基準設定について検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、記載事項に関しまして、どなたか質問・御意見ございますでしょうか。

ありませんか。では、どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、私どもの農薬専門調査会にて審議することといたします。どうもありがとうございました。

続きまして、動物用医薬品「シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤」につきまして、厚生労働省伏見基準審査課長、農林水産省の杉浦畜水産安全管理課長、よろしくお願ひいたします。

伏見基準審査課長 お願いします。

杉浦畜水産安全管理課長 それでは、動物用医薬品動物「シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤（ラーバデックス1%）」につきまして、御説明させていただきます。資料1-3を御覧ください。

「2」にございますように、本食品健康影響評価につきましては、薬事法の規定による動物用医薬品の輸入承認に際して、食品健康影響評価をお願いするものでございます。食品安全基本法第24条の第1項第8号に基づくものでございます。

この動物用医薬品の「主成分」でござますけれども、シロマジンでございます。

「対象動物」は鶏。

「用法及び用量」につきましては、産卵鶏1トン当たりシロマジンとして5gラーバデックス1%製剤として500gを、自動添加機を用いて鶏用飼料に均一に混ぜて28日間経口投与するものでございます。

「効能又は効果」は産卵鶏舎内のハエの幼虫の駆除でございます。

資料にはございませんけれども、これまでシロマジンの散布剤につきましては、既に承認されているわけでございますけれども、ひな段鶏舎で使う散布剤として用いた場合には、高い地位にある糞に対しては、均等に散布されずに、ハエの幼虫が駆除されない可能性がございました。しかしながら、飼料添加することによって、糞中にシロマジンが含まれ、高い位置にある糞中の駆除も的確に行うことができることから、今回飼料添加剤として申請があったものでございます。

ハエの幼虫駆除を目的とした飼料添加剤につきましては、これまで承認されたものはございません。ラーバデックスが初めての飼料添加剤となるものでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、どなたか質問ございますか。

伏見基準審査課長 厚生労働省の方から追加で御説明をさせていただきます。

このシロマジンでございますけれども、実は既に農薬としまして、適用拡大の登録が申請されておりまして、それに基づいて食品中への残留基準を定めるに当たりまして、厚生労働大臣から食品安全委員会委員長に対しまして、健康影響評価依頼を既に出しております。これは今年の3月31日付けでございます。

今般、動物薬に関する承認申請がなされまして、また、動物薬としての食品残留基準を定めるに当たりまして、健康影響評価の依頼をさせていただいているということでございます。

したがって、厚生労働省から食品安全委員会に対して、農薬と動物薬と2つの健康影響評価依頼をお願いしているという状態にあります。

このようなケースは、シロマジン本剤に限らず、可能性としては今後とも起こり得ると思いますので、このような場合リスク管理者と言いますか、厚生労働省として一般的にどのように対応するのかという点について御説明を差し上げたいと考えまして、本日ここに座らせていただいているような次第でございます。

こちらで御審議いただいて、ADIが設定されるものと思っておりますけれども、これに受けまして、厚生労働省としましては、薬事・食品衛生審議会に諮りまして、暴露評価を行った上で食品中の残留基準値の設定を行いたいと考えております。

お手元の資料1-4を御覧いただきたいわけですが、これが薬事・食品衛生審議会の組織図でございます。

平成15年以降この体制でやっております、真ん中辺りに農薬・動物用医薬品部会というのがございます。この農薬でありまして、動物薬でありまして、更に飼料添加物でございまして、食品中の残留基準を検討・審議していただくのは、ここの農薬・動物用医薬品部会で一元的に行っておるところでございます。シロマジン本剤の場合、あるいは今後発生し得る同様のケースにありましては、農薬や動物薬の複数の用途に使用される物質につきましても、この部会において一元的に適切に残留基準値の検討を行いたいというふうに考えております。

以上、御説明をさせていただきました。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまのシロマジンそのものの健康影響評価と使い方が2つある場合どうするかという、これを経路と言うのか基と言うのか別

にしまして、それをどういうふうに管理側としては扱うかということの説明がございました。これは最初にいつものことですから説明はしていませんが、資料 1 - 1 というのは今までずっと評価をしてきたもの、あるいは評価が現在進行形、あるいはこれからするものがここにリストアップされております。

例えば今のシロマジンは 2 ページの下から 8 行目くらいのところに、平成 17 年 4 月 1 日に厚生労働省から評価要請がありまして、そこにシロマシンというのがありまして、これは一番上の 1 のカテゴリーに入っております、検討中ということでありまして。これは私どもの農薬専門調査会で検討中ということで、今日、実際に申請がありましたのは、3 ページの一番下のところで、「シロマシンを有効成分とする鶏の飼料添加剤」と書いてございますが、これは今後検討を開始するものと同じものが、別の専門調査会で検討されて、私ども委員会としては、1 つの A D I として管理側に答えを出すわけですが、その場合に管理側としては、残留基準値を決めるときに、どういうふうにしてやるかということで組織図を見せてくださったんだと思います。そこで一応両方の情報が入ってきてやるんだということですね。

ですから、全然関係なしに別個で A D I に従って、基準値を決めるという話ではないという説明でございます。

見上委員 1 つ教えていただきたいんですけども、直接両専門調査会で審議するという話ではなくて、農薬として申請なさっているシロマジンの効能・効果が、どういうのか記憶にないんで、教えてください。

伏見基準審査課長 殺虫剤だったと承知しております。

見上委員 それは植物にまく殺虫剤ですか。草の中に殺虫剤が入って、それを動物が食べることによって、鶏と同じようになるのか、その辺がよくわからないんです。

伏見基準審査課長 詳細は手元に資料がございませんけれども、いずれにしても、農作物にまくものであると記憶しております。

寺田委員長 また調べて教えてください。

本間委員 今、委員長が御説明の 2 つのところにまたがっているというのと、それは後で結論を出すときに 2 つの専門委員会を合わせるんですか。

寺田委員長 合わせるというよりも、こちらの側としましては、私が了解しているのは、既に農薬専門調査会で A D I を決めるべくやっています。その情報を決まった時点で動物医薬品の専門調査会に渡して、多分同じになるはずなんですけれども、同じにならないんだったら、その場合の理由はどうして違うのか。同じであれば、同じものとして両方の専

門調査会座長から合同の形で上がってくるんだらうと。1つのADIです。

あとは管理側の問題なんですけれども、今説明されたように、両方のことを勘案して基準値を決めていくということだろうと考えております。これはこれからポジティブリストとかいっぱい出てきて、そういう可能性が出てくるので、1つのルールをつくりながら、委員会としては今のようルールでやりますし、管理側も今おっしゃったような形でやるんで、組織図が全然ばらばらのところに飛んでおったりすると、もうちょっと上の分科会のところ、あるいはそこの事務局で調整して、うまいことやっていかないといけないだろうと思います。

例えば1 - 4の農薬のところに戻って、それがたまたまの話でそんなことはほとんど考えにくいかわかりませんが、新開発食品調査部会とか、ここに残留はないな。ここに全部入ってしまうんですね。

伏見基準審査課長 農薬や動物薬の食品中の残留基準の議論はすべてこの農薬・動物用医薬品部会でやっています。

寺田委員長 管理側では2つ3つに分かれてやっているわけではないんですね。わかりました。

本間委員 2つのADIが出ることはない。

寺田委員長 こちら側としてはないです。向こう側も両方のことを考慮に入れて残留基準値を決めていくんだということです。

本間委員 わかりました

國枝評価課長 今の本間委員の御質問の件は、専門調査会で、例えばシロマジンの件につきましては、先行しているところでかなり検討が進められていますので、先行しているところをまず中心にやっていただいて、そこでADIとか必要な評価をしていただいて、その後で動物薬の方の専門調査会で御議論いただいて、個々の専門調査会で見ると観点が違いますので、例えばそういう残留の問題とか代謝の問題とか、それ以外の毒性の部分もですけれども、それぞれの観点から補足する部分は後で動物薬の方も見ていただいて、仮にですけれども、恐らくないとは思いますが、ADIの設定とかで違うような見解がなされた場合は、事務局としては、委員会の方でむしろ御指示いただきたい部分はありますけれども、合同のワーキンググループのような形で調整をするということが必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

本間委員 安心しました。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。

小泉委員 ちょっと教えていただきたいんですが、これの投与期間は28日ですね。休薬期間というのはどれくらいなんですか。鶏は大体何日くらい飼育して出荷されるのか。その辺はどういうふうな経過になるんでしょうか。

杉浦畜水産安全管理課長 休薬期間は2日間、ただし、卵は除くとなっております。卵について休薬期間が除かれている理由でございますけれども、卵については、MRLを十分下回る残留しか認められなかったことがその理由になっております。したがって、採卵鶏を廃鶏するというので肉として出荷する場合には、出荷前2日間は飼料に与えてはならないという基準になっております。

小泉委員 大体何日くらいで鶏は出荷されるんですか。

杉浦畜水産安全管理課長 採卵鶏について申し上げますと、ふ化するのに21日かかります。その後、150日で産卵を開始しまして、大体550日、2年弱で廃鶏するという生涯を送るのが一般的でございます。

小泉委員 肉食の方はどうですか。

杉浦畜水産安全管理課長 プロイラーにつきましては、ふ卵期間は同じく21日間ですけれども、出荷は49日から56日に出荷するというのが一般的でございます。

小泉委員 かなり早い時期から餌に混ぜるとのことですね。

杉浦畜水産安全管理課長 そうでございます。

小泉委員 わかりました。

寺田委員長 2つの可能性があるという場合は、既に農薬専門調査会で審査しているということが事務局にもわかっているものだから、今みたいなことができますけれども、2つの場合があって、随分前に審査された。また来たと。忘れてしまっていたということは十分ありますね。その場合には、管理側から、これは既に農薬としてはADIというのはこういう値で決めてもらいましたという書類が来るんですね。それが1つ。

同時にぼんと来たときには、ここの委員会でどっちに仕分けするかということになりますね。それでよろしいですか。

伏見基準審査課長 ここで諮問をさせていただくときに、この場で1枚紙での説明をさせていただきまして、要するに農薬の場合ですと、新規の申請であるのか、適用の拡大申請に伴うものなのかというような御説明はさせていただくことになると思います。

寺田委員長 それでは、本件につきましては、まず先ほど事務局から説明ありましたように、審議を行っている農薬専門調査会において、審議を継続して実施するとともに、そ

の審議結果を踏まえた上で、改めて動物用医薬品専門調査会において審議をすることにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、遺伝子組換え食品等3品目につきまして、厚生労働省の北島新開発食品保健対策室長、農林水産省の杉浦畜水産安全管理課長によりしくお願いいたします。

北島新開発食品保健対策室長 厚生労働省の北島でございます。

食品健康影響評価をお願いする組換えDNA技術応用食品2品種について概要を御説明申し上げます。

資料1-5を御覧いただきたいと思います。ダウ・ケミカル日本株式会社より申請のございました遺伝子組換えワタの掛け合わせ品種、ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種についてでございます。

お手元の資料には親品種の概要をお示ししておりますけれども、281系統と3006系統はいずれもチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性を有するもの。88913系統は除草剤グリホサート耐性を有するものとなっております。いずれもGossypium種のワタを宿主としており、これらを掛け合わせることで、おのこの特性を有するワタが得られるというものでございます。

いずれの親品種につきましても、既に安全性審査を終了しており、更に281系統と3006系統の掛け合わせ品種についても、既に評価をいただいております。

次に資料1-6を御覧いただきたいと思います。

日本モンサント株式会社より申請のございました遺伝子組換えトウモロコシ、高リシントウモロコシLY038系統についてでございます。

お手元の資料には本系統の概要をお示ししておりますが、リシン生合成に関与する遺伝子を導入することにより、従来のトウモロコシよりもリソン含量が高いものとなっております。

なお、当該組換えトウモロコシは主に飼料として開発されたものであり、別途動物用飼料としての安全性審査の申請もなされておりますが、今後商業栽培が進めば食品用として利用される可能性も考えられることから、このたび食品として人の健康影響評価に影響を及ぼすおそれがないかどうかについて申請がなされたものでございます。

説明は以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

杉浦畜水産安全管理課長 引き続きまして、資料1-7を御覧ください。

高リシントウモロコシLY038系統につきましては、飼料としても使われることから、

食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いするというものでございます。

概要につきましては、ただいま厚生労働省の方から御説明がございましたので、省略させていただきますけれども、使用方法につきましては、遺伝子組換えでないトウモロコシと同様に、主にその穀粒を家畜等の飼料として用いるというものでございます。

なお、トウモロコシから成る一般的な家畜用飼料につきましては、動物の成長に必須でありリシン等のアミノ酸が不足しております。家畜を適切に生育するためには、リシン等の添加が必要となりますけれども、本製品の開発により、飼料に添加するリシンの量を低減することが可能になります。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、記載事項に関しまして、どなたか御質問・御意見ございますでしょうか。

中村委員 このリシンというのはアミノ酸と書いてありますけれども、動物の成長に必須であるリシンというのは、何でしょうか。そして、この食用というのは人間の方だと思えますけれども、こちらにも家畜と同じような効果があるということですか。

北島新開発食品保健対策室長 はい。同様の作用でございます。

中村委員 人間にどういう効用があるんですか。

北島新開発食品保健対策室長 詳しいことは調べてきておりませんが、必須アミノ酸の1つでございますので、欠乏する可能性があるということは想定されると思います。

本間委員 動物には外から摂らないとならないアミノ酸が人間の場合には9種類あります。動物によって多少違いますが、その中の1つがリシンであります。ですから、それはあえて言えば両方に効くということになります。

寺田委員長 必須アミノ酸だからと言うんですが、特別にリシンが欠乏すると成長を抑えられるとかがあるわけですね。だから先生、食べた方がいいんですよ。

坂本委員 リシンは必須のアミノ酸であって、成長に関わる。お米はリシンの含有量が少ないので、今、某会社はリシンだけを強化する作業を開発途上国でやっているというのが現状です。

寺田委員長 よろしいですか。

寺尾委員 大分前の話なんですけれども、給食のパンが何かの中にリシンを添加しようと大問題になったことかありまして、今、先生がおっしゃったように少しリシンの摂取量が足りないからということで添加しようかと思ったんですけれども、結局反対が強くてやめになったことがあるんです。

寺田委員長 そのときにどうして反対したんですか。覚えておられますか。

寺尾委員 P T A が。

寺田委員長 先生が反対したわけじゃないですからね。

本間委員 それは1つで取る必要はありませんので、いろんな副食とか合計の組み合わせでリシンを満足すればいいわけです。ですから、無理なことをしなくてもということです。

寺田委員長 なるほどね。

寺尾委員 そのときの反対の理由は、これは新聞の話ですから、私もはっきりは覚えていないんですけども、たしか変なものが入る可能性があるということで、リシンを発酵か何かでつくったんですね。そのとき何か危ないものが入ってくるから反対だという、P T A か何か猛烈に反対してやめになったんです。

坂本委員 それでも日本の学校給食はリシンをパンに添加したんです。それに入っていて、それから子どもの成長が非常によくなって身長が伸びたというのは有名な話なんです。

寺田委員長 それからキレル人が多くなったというのもあるかもわからない。そういうことも含めまして、そこまでいかないでしょうけれども、専門調査会で議論していただく。遺伝子組換え食品で生産者側の利益になるものではなくて、消費者側の利益になる可能性のあるものがぼつぼつ出始めたんです。その効果は別にしましても。

話が横に行って申し訳ございませんでした。以上の3件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会にて審議させていただきます。どうもありがとうございました。

次の議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。

遺伝子組換え食品等6品目につきましては、専門調査会において審議・情報・意見募集の手續が終了いたしておりますので、事務局から説明があります。

まず初めに「L-アルギニン」についてお願いいたします。

國枝評価課長 それでは資料2-1を御覧いただきたいと思います。

ここの2品目については食品の関係なんですけれども、L-アルギニンについて御説明をしたいと思います。めくっていただきまして、そこに食品等評価書というのが書いてございます。

次の1ページ目でございますけれども、本品については、本年の10月20日から11月16日まで国民からの意見・情報の募集を行っております。これについて4ページ目でございますが、ここに安全性評価についての募集結果ということでございますが、1通御意見

をいただいております。読ませていただきます。

「これまで遺伝子組換え作物が、食品や飼料に用いられる際のリスクで、考えられ得るもっとも大きな問題は、導入した遺伝子が予測できなかった未知の毒性をもたらすなど、想像できなかった問題が起きることです。

F A O / W H O 専門家会議報告（2003年11月17～21、ローマ）においても、GM動物に関して食品とする際に、このような予測できなかった未知の毒性の評価を求めています。

トリプトファン事件のように、当初気付かず、結果的に被害を拡大させてしまったケースもあります。今回の評価では、その点への言及がありません。再評価を求めます。

また、パブリック・コメントが形骸化しており、意見を募集して参考にはするが、一度も聞き入れない、という事態が続いています。単に聞いて置くという姿勢は、リスクコミュニケーションになっていません。抜本的な変更を求めます」。

これについての回答でございます。

「今回、国民の皆様から御意見・情報の募集を行いました『L-アルギニン』は、御意見で述べられているような遺伝子組換えや動物ではなく、遺伝子組換え微生物を用いて生産され、最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物であります。

その評価にあたっては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日、食品安全委員会）』の付則として定められた『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価したものであります。

非意図的に混入するおそれのある夾雑物の非有効成分（有害成分）に関しましては、上記の考え方に示す『従来の添加物に比べ、既存の非有効成分の含有量が当該添加物中で安全上問題となる程度までに有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しないことについて確認することで対応していると考えています。

また、皆様からいただきました御意見・情報につきましては、食品安全委員会遺伝子組換え等専門調査会において慎重に検討、審議し、その結果は食品安全委員会に報告しています。さらに食品安全委員会の結論は公表しているところであります。このような積み重ねにより、最終結論が出されたるもので、リスクコミュニケーションについても十分に配慮していると考えております」。

本件については戻りまして、1ページ目でございますけれども、この件につきまして、本年の12月5日の遺伝子組換え食品等専門調査会で検討を加えて、この回答という形になったものでございます。

2 ページ目以降は、この審議結果の概要ということで、パブリック・コメントの前に御説明しましたので、詳細な説明は省略させていただきますけれども、内容的には L - アルギニンの生産効率を高めるための組換え体によって生成された L - アルギニンということでございまして、L - アルギニンについては、既存添加物としての食品添加物の公定書に記載されておるものでございます。

「食品健康影響評価について」は、先ほどの回答の部分については、特に②の部分かと思いますが、ここに書いてあるような形です。

(a) タンパク質は検出限界値 (1 ppm) 以下である。

(b) 食品添加物公定書の規格を満たしている。

(c) アミノ酸自動分析計及び HPLC 法 (疎水性及び親水性) による残存非有効成分のプロファイル比較では、従来品の L - アルギニンに存在しない不純物は検出されず、また、従来品の L - アルギニンに存在する不純物については、従来品の振れ幅の範囲内かほぼ同量である。

以上 (a) ~ (c) の結果から、当該添加物について、有害性が示唆される新たな非有害成分を含有しているとは考えられない」。等々の評価がされたものでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明内容につきまして、どうか御質問・御意見でございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全基準の付則、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうちアミノ酸等の最終生産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性の考え方にに基づき、安全性が確認されたということによろしゅうございますね。

どうもありがとうございました。

それでは、次にワタ 281 系統とワタ 3006 とラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統を掛け合わせて品種につきまして、説明をお願いいたします

國枝評価課長 同じく資料 2 - 1 でございまして、ページを振っていない部分なんですけれども、最初の L - アルギニンの項目の次ということで、真ん中辺りになりますけれども「ワタ 281 系統とワタ 3006 系統とラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統を掛け合わせた品種」ということでございます。

次のページを御覧いただきたいと思いますが、そこに審議の結果ということでござい

すが、12月5日の遺伝子組換え等専門調査会で案が確定いたしましたので、今回委員会の方に報告させていただくものでございます。

2ページ目を御覧いただきたいと思えます。

本申請品種につきましては、除草剤耐性及び害虫抵抗性の形質が付与された2系統と、除草剤耐性の形質が付与された1系統を、従来からの手法で掛け合わせたものでございます。掛け合わせる前のワタ281系統、ワタ3006系統及びラウンドアップ・レディー・ワタ1445系統の各系統については、それぞれ安全性の評価は終了しており、いずれもヒトの健康を損なうと認められないと判断されているところでございます。

食品健康影響評価でございますが、まず第一点としまして、挿入された遺伝子によって宿主の代謝系に影響なく、除草剤耐性、害虫抵抗性の形質が付与されている品種同士の掛け合わせということになります。

これについては、ワタ281系統に導入された *cry1F* 遺伝子及びワタ3006系統に導入された *cry1Ac* 遺伝子による産成される Cry1F タンパク質及び Cry1Ac タンパク質はいずれも酵素活性を持つことは報告されておらず、植物代謝経路に影響を及ぼすことはない判断されました。

また、ワタ281系統及びワタ3006系統に導入された改変 *pat* 遺伝子による産成される PAT タンパク質は、極めて特異的にグルホシネートをアセチル化する酵素であり、高い基質特異性を有しているため、植物代謝系及び新たに使用される可能性のあるグリホサート関連代謝系に影響を及ぼすことはない判断されます。

ラウンドアップ・レディー・ワタ1445系統に導入された *cp4 epsps* 遺伝子による産成される CP4 EPSPS タンパク質は、シキミ酸合成経路の律速酵素ではなく、EPSPS 活性が増大しても、本経路の最終産物である芳香族アミノ酸の濃度は高まることはないことから、その作用機作は独立しており、植物代謝経路に影響を及ぼすことはない判断されます。

いずれの形質も、その作用機作は独立しており、それぞれの掛け合わせ品種においてお互いに影響し合わないと考えられます。

亜種レベル以上の交配ではないかどうかということですが、掛け合わせた品種は亜種レベル以上の交配ではございません。

それから、摂取量・食用部位・加工法等に変更はないかどうかということですが、これらを掛け合わせた品種については、摂取量、食用としての使用部位、加工法等の利用目的並びに利用方法に変更はございません。

以上の結果から、本ワタ281系統とワタ3006系統とラウンドアップ・レディー・ワタ1

445 系統を掛け合わせた品種については、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき審査した結果、安全性の確認を必要とするものではないと判断されました。

本結果につきましては、従来からの例に従いまして、パブリック・コメントをせずに確定させていただきたいと思っております。

寺田委員長 ただいまの説明に関しまして、どなたか御意見・御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますね。

それでは、本件につきましては遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、遺伝子組換えについての安全性評価の考え方に基づき審査した結果、安全性の確認を必要とするものではないと判断されると。それでよろしゅうございますね。どうもありがとうございました。

それでは次、お願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料 2 - 2 を御覧いただきたいと思います。

先ほどの食品ということだったんですけれども、今度は飼料の関係についての 4 品目でございます。

まずワタ 281 でございますが、1 ページ目を御覧いただきたいと思っておりますけれども、12 月 5 日の遺伝子組換え食品等専門調査会で最終的な案が出まして、今回御報告するものがございます。2 ページ目を御覧いただきたいと思っております。

本評価対象飼料につきましては、性質としては、除草剤グルホシネート耐性チョウ目害虫抵抗性のものでございます。

ワタ 281 は除草剤グルホシネートに対し、耐性を有する PAT タンパク質を発現する改変 *pat* 遺伝子及びチョウ目害虫に対し抵抗性を有する Cry1F タンパク質を発現する改変 *cry1F* 遺伝子が導入されたワタでございます。

PAT タンパク質及び Cry1F タンパク質を発現させることで、本組換えワタは除草剤グルホシネートを散布しても、その影響を受けずに、またチョウ目害虫による影響を受けずに生育できるものでございます。

食品健康影響評価結果でございますが、本組換えワタは先ほど言いましたように、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性の形質を付与したものである。

なお、除草剤耐性及び害虫抵抗性の遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において挿入された遺伝子、もしくは当該遺伝子によって産成されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていない。

本組換えワタは、平成 17 年 8 月 18 日付けで、食品安全委員会において、遺伝子組換え食品（植物）の安全性評価基準に基づく、食品としての安全性審査を終了しており、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断されている。そのため、PAT タンパク質及び Cry1F タンパク質の安全性は既に評価されている。

上記 2 点を考慮したところ、本組換えワタ由来の新たな有害物質が生成され、これが肉、乳、卵等の畜産物中に移行することは考えられず、また、畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や遺伝子組換えに起因する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成されることは考えられない。

以上のことから、ワタ 281 については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方（平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会）」に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断される。

以上でございます。本件につきましても、従来からの例にならしまして、パブリック・コメントなく、本件で確定をさせていただきたいと考えております。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいは記載事項に關しまして、御意見・御質問ありますか。よろしいですね。

それでは、これはパブリック・コメントなしということでやっていますので、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全上の問題はないと判断されるということによろしいですね。

どうもありがとうございました。

それでは次に、ワタ 3006 についてお願いいたします。

國枝評価課長 次は資料 2 - 2 でございますが、先ほどのワタ 281 の次のページからでございます。ワタ 3006 でございます。

表紙の次の 1 ページがありまして、本品目については、本年 12 月 5 日の遺伝子組換え食品等専門調査会で審議結果が確定しまして、今回報告をいたすものでございます。

2 ページ目、「評価対象飼料の概要」でございますけれども、性質としては、除草剤のグルホシネート耐性とチョウ目害虫抵抗性を有しているものでございます。

ワタ 3006 は除草剤グルホシネートに対し耐性を有する PAT タンパク質を発現する改変 *pat* 遺伝子及びチョウ目害虫に対し抵抗性を有する Cry1Ac タンパク質を発現する改変 *cry1*

Ac 遺伝子が導入されたワタでございます。

PAT タンパク質及び Cry1Ac タンパク質を発現することで、本組換えワタは除草剤グルホシネートを散布してもその影響を受けずに、また、チョウ目害虫による影響を受けずに生育できるものでございます。

「食品健康影響評価結果」の（a）本組換えワタは、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性の形質を付与したものである。なお、除草剤耐性及び害虫抵抗性の遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、挿入された遺伝子もしくは当該遺伝子によって産成されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていない。

（b）本組換えワタは、平成 17 年 8 月 18 日付けで、食品安全委員会において、「遺伝子組換え食品（植物）の安全性評価基準」に基づく食品としての安全性審査を終了しており、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断されている。このため、PAT タンパク質及び Cry1Ac タンパク質の安全性は既に評価されている。

上記 2 点を考慮したところ、本組換えワタ由来の新たな有害物質が生成され、これが肉、乳、卵等の畜産物中に移行することは考えられず、また、畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や遺伝子組換えに起因する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成することは考えられない。

以上のことから、ワタ 3006 については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会）」に基づき、食品健康影響評価は必要なく、家畜が摂取する当該飼料に係る畜産物安全性上の問題はないと判断される。

本件につきましても、パブリック・コメントを行わずに確定をする形で考えております。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御意見あるいは質問事項ございますでしょうか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会における結論と同じものでございますけれども、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断されるということによろしくございますね。そういうふうに戻事させていただきます。

ありがとうございました。

次に「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/

35Ab1 Event DAS-59122-7」につきまして、説明をお願いいたします。

國枝評価課長 資料2-2で引き続きですけれども、ページ数を打っていないで申し訳ございませんけれども、今、委員長からお話がありました「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7」でございます。

1 ページ、これについては本年12月5日の遺伝子組換え食品等専門調査会での審議で確定をさせていただいたものでございまして、本日委員会の方に報告するものでございます。

2 ページ目、「評価対象飼料の概要」でございしますが、性質としては、除草剤のグルホシネート耐性とコウチュウ目の害虫抵抗性を有しているものでございます。

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 は、除草剤グルホシネートに対し耐性を有する PAT タンパク質を発現する *pat* 遺伝子、及びコウチュウ目害虫に抵抗性を示す Cry34Ab1 タンパク質及び Cry35Ab1 タンパク質を発現する *cry34Ab1* 遺伝子及び *cry35Ab1* 遺伝子が導入されたトウモロコシでございます。

PAT タンパク質、Cry34Ab1 タンパク質及び Cry35Ab1 タンパク質を発現させることで、本組換えトウモロコシは除草剤グルホシネートを散布しても、その影響を受けずに、また、コウチュウ目害虫であるコーンルートワームによる影響を受けずに生育できるものでございます。

食品健康影響評価でございしますが、本組換えトウモロコシは除草剤グルホシネート耐性コウチュウ目害虫抵抗性の形質を付与したものである。なお、除草剤耐性及び害虫抵抗性の遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、挿入された遺伝子もしくは当該遺伝子によって産成されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていない。

本組換えトウモロコシは、平成17年10月6日付けで、食品安全委員会において、「遺伝子組換え食品（植物）の安全性評価基準」に基づく、食品としての安全性審査を終了しており、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断されている。そのため、PAT タンパク質、Cry34Ab1 タンパク質及び Cry35Ab1 タンパクの安全性は既に評価されている。

以上2点を考慮したところ、本組換えトウモロコシ由来の新たな有害物質が生成され、これが肉、乳、卵等の畜産物中に移行することは考えられず、また、畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や遺伝子組換えに起因する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成されることは考えられない。

「なお」書きということで、本組換えトウモロコシについて、グルホシネートの散布が可能となることから、トウモロコシの穀粒における残留量についての確認も行われております。

こうした結果を踏まえ、本申請品目については、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方にに基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断されました。

ただし、グルホシネートを処理した飼料の管理ということで、今回除草剤グルホシネートの散布が可能になるということで、過剰に使ったりした場合に影響がないかという部分について、我が国のリスク管理機関において十分配慮する必要があるという旨のただし書きが付いております。

本件についても、従来からの例に従いまして、パブリック・コメントなく、確定とさせていただきます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

最後のところで言われましたグルホシネートを処理した飼料の管理について、我が国の管理機関で云々ここに書いてありますね。これはその前のものに関しても、なお書きとして付けなくてははいけませんね。

國枝評価課長 これについては、実は前回の12月5日の遺伝子組換え食品等専門調査会で、こういう除草剤耐性の組換え植物で飼料に使われるようなものについて、御議論があって、これまでテンサイとかアルファルファとかいったようなものでも議論がされていたんですけども、除草剤の耐性を加えると、どうしても通常の除草剤を使えることができるようになるんで、それを使う場合に、過剰に使ったりして、それが豚とか牛が食べて、それが最終的に回ってくる点について懸念がないのかどうかという御議論がありまして、これは実際には食品衛生法とかで、それぞれについてもし必要があれば残留基準とかが設定される形にはなっているんですけども、新しい組み合わせがあった場合については、それについて必要な資料に基づいて専門調査会で検討しようということになりまして、今、委員長からお話がありましたワタについては、既にそういった点について注意をするようにというのが文章として出ておりまして、今回はトウモロコシという新しい組み合わせということになりましたので、新しい組み合わせの最初的时候にはリスク管理官庁の方に注意喚起をしようということで付けられたものでございます。

寺田委員長 わかりました。その前の B.t Cry34 何とかというのがありますね。これも

トウモロコシですね。最初にトウモロコシと出てきたら、こちら側にも書くんじゃないですか。形の上の話なんですけれども。

國枝評価課長 先ほどの資料の一番初めに食品の方の部分、どれをですか。

寺田委員長 この専門調査会からこの委員会あての中には、必要があると考えられると言って、前のがすると、そういう理由ならしないといけないんじゃないの。

見上委員 最後の2つはトウモロコシで、それには入っている。その前はワタで入っていない。それは今説明したように、今回ではなくて、最初の方に注意喚起するという意味で。

寺田委員長 ところがここで、さっき管理側に返事を返すというときに、問題はないと判断されると前は言いましたね。さっき言われたのは書いてあるんだけれども、前は書いていない。細かいことだけれども、トウモロコシなら最初に出てきたものだということになる。そうですね。返事のところには、一番後ろのものだけが耐性のことが出るから、管理を大切にしてくださいと書いてあって、その前のトウモロコシで、これはトウモロコシではないか。ワタかな。

國枝評価課長 最初のもは食品としているので、ダイレクトに残留基準という形になっていまして、もう一つのは、家畜を経由してという形になっているものですから、しかも、飼料の残留基準というのは食品安全委員会の方に評価依頼は来ないということもございますので。

寺田委員長 単なる紙に書いてあることなんですけれども、資料2-2の専門調査会からこの委員会あてに来たものの、ページ数はいろいろあるからわからないんですけども、後ろから3枚目の下から2行目のところに、「ただし、グルホシネートを処理した飼料の管理については、我が国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる」と書いておるわけです。これは最終委員会から管理側へ書くときには、ここの部分は書かないわけですね。

國枝評価課長 最初の組み合わせのときには、例えば今回ですと、トウモロコシに飼料として除草剤耐性が付与されたということなので、それで書いたということで、従来はワタとかテンサイ、アルファルファには書かれていると思います。

寺田委員長 完全に私の頭が混乱しています。

齊藤事務局長 委員長の御疑問はもっともだと思います。性格の問題があるので、検討課題として、引き続き調査会の方で議論いただいたらいいのかなと思います。

1つは、トウモロコシの場合は、油を取るということもありますけれども、直接食べる

ことも場合によってはあり得ると。綿実の場合は、食用になるものは油以外にはまずないと思います。油に移行する残留量というのを考えたときには、通常であればそのレベルは低いので、作物への残留を考えるというレベルで議論すべきかどうかというのは、多分検討課題であろうかと思えます。

以前のところを見ますと、確かにワタの評価についても、食用になるワタのものと、餌のワタと両方やっています。その限りでは、今回トウモロコシについて、その部分の懸念を議論したということは、ワタについてもやるべきであるかどうかについて、議論していただくのがよいのではないかと私としては思いますので、そういう問題提起があったということを再度調査会の方にもお伝えするというのがよろしいのではないかと思います。

寺田委員長 ありがとうございます。私はそんな高級な話ではなくて、単に片方の方には調査会の方から十分に配慮する必要があると考えるというふうに、最後から3枚目の一番下に書いてあるんですね。さっき話されたところも同じように書いてあるわけです。両方ともトウモロコシの話です。片方のトウモロコシの話は、「なお」が付いて、片方は向こうに書いてあるのにこちらは書いていないのはおかしいんじゃないかという非常に単純な話なんです。

見上委員 最後の2つはトウモロコシ、それは書いてある。

寺田委員長 書いてありますか。言わなかったよ。そのときに説明で、なお、何とかかんとかということは言ってない。

見上委員 言った。

寺田委員長 書いてない。

見上委員 書いてある。

國枝評価課長 最後のはまだ説明していません。

寺田委員長 あっ、そうか。だから何かおかしいなと思った。私の方の全くの思い違いです。局長がせっかく助け船を出してくれたのに気が付きませんでした。申し訳ありません。そうか。では、お願いします。

齊藤事務局長 ワタの方については問題提起としてあると思えます。

國枝評価課長 では、引き続きということで、資料2-2、ページ数が申し訳ないんですけども、「除草剤グルホシネート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017系統」ということでございまして、めくって遺伝子1ページ目ですけども、本品目については、12月5日の遺伝子組換え食品等専門調査会で御審議をいただいて、本日報告をするものでございます。よろしゅうございますか。

寺田委員長 どうぞ。

國枝評価課長 「評価対象飼料の概要」でございますけれども、除草剤のグリホシネート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシの系統でございます。

性質としては、除草剤のグリホサート耐性、コウチュウ目の害虫抵抗性を有しております。除草剤のグリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統は、除草剤グリホサートに対し耐性を有する改変 CP4 EPSPS タンパク質を発現する改変 *cp4 epsps* 遺伝子及びコウチュウ目害虫に対し抵抗性を有する改変 Cry3Bb1 タンパク質を発現する改変 *Cry3Bb1* 遺伝子が導入されたトウモロコシでございます。

改変の CP4 EPSPS タンパク質及び改変 Cry3Bb1 タンパク質を発現させることで、本組換えトウモロコシは除草剤グリホサートを散布しても、その影響を受けずに、またコウチュウ目害虫であるコーンルートワームによる影響を受けずに生育できることとしたものでございます。

食品健康影響評価でございますが、本組換えのトウモロコシは除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性の形質を付与したものである。

なお、除草剤耐性及び害虫抵抗性の遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において挿入された遺伝子、もしくは当該遺伝子によって産成されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていない。

本組換えトウモロコシは本年 10 月 6 日付けで、食品安全委員会において、「遺伝子組換え食品（植物）の安全性評価基準」に基づく食品としての安全性審査を終了しており、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断されている。このため、改変 CP4 EPSPS タンパク質及び改変 Cry3Bb1 タンパク質の安全性は既に評価されている。

3 ページ目、上記 2 点を考慮したところ、本組換えトウモロコシ由来の新たな有害物質が生成され、これが肉、乳、卵等の畜産物中に移行することは考えられず、また、畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や遺伝子組換えに起因する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成されることは考えられない。

「なお」書きということで、グリホサートの散布が可能になるということで、トウモロコシの穀粒中におけるグリホサートの残留量についての確認も行われております。

以上のことから、本品目については、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方にに基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断される。

ただし書きということで、グリホサートを処理した飼料の管理については、我が国のリ

スク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。

本件につきましても、パブリック・コメントなく確定をさせていただければと考えております。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。質問ございますか。

それでは、本件につきましては、「遺伝子組換え食品等専門調査会」におけるものと同じ結論になりますが、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方にに基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断されるということによろしゅうございますか。

しつこいようだけれども、ここには調査会から来ている「グリホサートを処理した飼料の管理については」ということを、返さなくてもいいということ、これは当然付けますよね。

國枝評価課長 はい。

寺田委員長 付けますね。私、わけがわからなくなったものだから、いいわけで文句を言うわけじゃないけれども、お願いだから、遺伝子組換えはいろんな名前が出て、数字ばかりで実感が出ないんです。どれがどれかさっぱりわからなくなるんで、悪いけれども、資料の2-2の中の、何々と書いたもので、そこからページ数を書いてもらわないと区別がなかなかできないので、次からそれをお願いいたします。これは暗号みたいなものですね。Event DAS-59122-7 というのをだれか知っていますか。数字は生産番号だと思うんだけど、DAS というのは何の略なんですか。

國枝評価課長 ダウ・アグリカル・サイエンス社という会社の名前です。

寺田委員長 Event は？

國枝評価課長 それぞれの組換えの出来事という意味で、一般的にはEventと言っています。

寺田委員長 ついでにAbは何ですか。わからなかったら後で結構です。Cryは何ですか。

寺尾委員 クリスタルの略だったと思います。

寺田委員長 なるほど。何かイメージがないと、丸暗記をしているような感じでやるものだから、さっぱりわからない。どうも失礼いたしました。

それでは農薬専門調査会における審議状況について説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは資料3を御覧いただきたいと思います。農薬専門調査会でございますけれども、フロニカミドに係る食品健康影響評価が本年の11月16日に開催されま

した農薬専門調査会において審議され、審議結果案がとりまとめられました。本件につきましては、幅広く国民に意見・情報を募った後、食品安全委員会に報告するという一方で、そのページの真ん中くらいに書いてございますけれども、本日の食品安全委員会終了後から1月11日までの4週間ということで募集を行いたいと思っております。 それでは、概略について御説明をしたいと思います。

5ページ目を御覧いただきたいと思っております。

フロニカミドはピリジンカルボキシアミド系の殺虫剤であり、アブラムシ類、コナジラミ類等の吸汁害虫に対し、吸汁行動を阻害するものでございます。諸外国では米国（非食用の作物）、英国（食用作物）で登録されております。

また、本年の5月に農薬取締法に基づく登録申請がなされ、資料が提出されているところでございます。

資料の26ページを御覧いただきたいと思っております。これが総合評価ということになります。まずラットを用いた動物代謝試験において、主な排泄経路は尿中でありました。これは8ページの表5に記載がございまして、これを見ていただければわかるように、主要な排泄経路ということで、尿に多く出ているというところでございます。

26ページに戻っていただきたいと思っておりますが、小麦、バレイショ及びモモを用いた植物体内運命試験が実施されており、玄麦、パイレショ塊茎及びモモ果実中の残留放射能はわずかであり、その内容として、フロニカミド、主要代謝物としてのC及びEが認められた。このCとかEというのは、後ろの30ページにその略称が書いてございまして、主要な代謝産物ということでございます。

この植物体内運命試験については、9ページの表6、10ページの表7に記載があるところでございます。

土壌中の運命試験も実施されております。また、水中加水分解及び光分解試験も実施されているところでございます。

26ページ真ん中でございますけれども、果樹、野菜、茶等を用いてフロニカミド、代謝物C及びEを分析対象とした作物残留試験も実施されております。

また、火山灰の軽埴土等を用いた土壌残留試験等も実施されているところでございます。

26ページの下の方になりますけれども、毒性試験でございまして、急性の経口LD50はラットの雄で884mg/Kg体重/日、雌で1770mg/Kg体重/日、経皮LD50はラットの雌雄で5000mg/Kg体重/日を超えるもの。吸入のLC50はラットの雌雄で4.9mg/Lを超えるものでございました。

急性毒性試験で得られた無毒性量はラットで 600mg/Kg 体重でございました。急性の神経毒性は認められておりません。

亜急性毒性試験は、無毒性量はマウスで 15.3mg/Kg 体重 / 日、ラットで 12.1mg/Kg 体重 / 日、イヌで 20mg/Kg 体重 / 日でございました。

27 ページ、亜急性の神経毒性試験で得られた無毒性量は、ラットで 67mg/Kg 体重 / 日でございまして、神経毒性は認められていません。

マウスの発がん試験でございますけれども、用いた ICR マウスでは高率に自然発症性の肺胞終末細気管支上皮腫瘍が認められたということで、肺腫瘍についてのメカニズムの試験が実施されております。

フロニカミドがマウスの肺腫瘍を誘発した明らかな機序を解明することはできませんでしたが、フロニカミドがマウスの細気管上皮細胞、特にクララ細胞の細胞分裂を亢進させることが確認されております。

遺伝毒性試験でございますけれども、これについては、23 ページに一覧表が書いてございますけれども、陰性ということで、フロニカミドについては、遺伝毒性はないものと判断されております。

したがって、ここで認められている腫瘍につきましては、発生機序は非遺伝毒性のメカニズムということで、評価に当たっての閾値を設定することは可能と考えられました。

慢性毒性及び発がん性試験で得られた無毒性試験は、イヌでは 8 mg/Kg 体重 / 日、ラットでは 7.32mg/Kg 体重 / 日、マウスでは 10mg/Kg 体重 / 日ということになっております。

19 ページを御覧いただきたいと思います。一番上から 4 行目のところですが、これがイヌで行ったものでございまして、8 mg/Kg 体重 / 日ということになります。

ラットについては、表 19 のところに書いてございますが、7.32mg/Kg 体重 / 日というのが無毒性量と考えられております。

それから、マウスについては、21 ページを御覧いただきたいと思います。マウスにつきましては、表 23 で肺腫瘍が認められたことで、再度追加試験、78 週の発がん試験というのを行っておりまして、その結果が表 25 に書いてございますが、これを御覧いただきますとわかりますように、0、10、25、80、250ppm と、それぞれ 50 匹ずつ雌雄でやっているわけですが、これを見ていただければわかりますが、各群でも腺腫、がんというのが表のところに書いてございます。それは 11、16、15、14、27 というふうに雄では書いてございますが、発生してございました、250 については有意差を持っておるということで、これの 80ppm ということで、雄の 10mg/Kg 体重 / 日というのが、無毒性量というふうに考

えられたところでございます。

27 ページに戻っていただきたいと思います。

2 世代の繁殖試験が行われております。

28 ページにこの一覧表、今、幾つか説明いたしましたけれども、その毒性試験の結果が記載されておまして、29 ページに、これらに基づきまして、先ほどお話をしました、28 ページに、104 週間の慢性毒性 / 発がん性の併合試験の雄の 7.32mg/Kg 体重 / 日というのが無毒性量ということで、安全係数 100 ということで、A D I については、0.073mg/Kg 体重 / 日という形で、1 日許容摂取量、A D I を設定いたしました。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、どなたか御質問・御意見ございますでしょうか。ございませんか。

ないようでしたら、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。よろしいですね。そうさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に「その他」であります。本日は 2 件、事務局から報告があります。

吉岡勸告広報課長 それでは、資料 4 に基づきまして、御報告をさせていただきます。

去る平成 17 年 10 月 27 日の第 117 回食品安全委員会会合におきまして、「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 17 年 10 月）に係る審議における御指摘について（報告）」審議をいただきましたところ、亜酸化窒素、グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅につきまして、リスク評価結果とリスク管理機関が講じた措置にそこがあるのではないかという御指摘がございました。

その際、この件につきましては、その経緯等について説明する文書をリスク管理機関から御提出いただくとともに、その文章を踏まえ、専門調査会座長から御確認をいただくということになりました。

これを踏まえまして、厚生労働省から提出されましたのが別添にございます。「亜酸化窒素、グルコン酸亜鉛及びグルコン酸銅の使用基準の設定に係る経緯について」という 3 枚のペーパーでございます。

この文章につきまして、専門調査会座長に御確認をさせていただきましたところ、座長より、今回の亜酸化窒素、グルコン酸亜鉛及びグルコン酸銅に係る使用基準の改正については、安全性の観点から問題はなく、専門調査会で再審議を行う必要はないとの御回答をいただきました。

また、今後はリスク評価結果とリスク管理機関が講じようとする措置と整合性について

疑義が生じた場合には、リスク管理機関から前広に紹介していただく簡便な手続を設けることといたしたいと存じます。

以上、御報告いたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか質問あるいは御意見などございましたらどうぞ。

これは評価と管理に関わるかなり根本的な問題で、こちらが評価したことの内容以外に領域を勝手に広げて管理をやるということは大変問題になりますので、このことに関しては、専門調査会の座長が言われたとおりで全くいいと思うんですけども、今後のシステムとしての話として、是非管理側の方はよろしく願います。そうでないと、こちらは管理側がやってくれるんだ、あるいは管理がきちっとやってくれるという条件の下でいろんな評価をやっていることが全部ばあになってくることさえあるわけですから、是非それはよろしく願います。

何かほかにございませんでしょうか。

それでは、これは終わりにして、どうもありがとうございます。

次の説明を事務局から願います。

境情報・緊急時対応課長 それでは、現在当委員会のホームページにおきまして、鳥インフルエンザ関係の情報を掲載しておりますけれども、その見直しにつきまして、資料5-1と5-2に基づきまして、御報告をさせていただきます。

御承知のとおり、昨年1月に山口県で強毒タイプのH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生したわけですが、幸い4月までに京都の発生で終息をしております。その際に鶏肉、鶏卵の安全性につきまして、国民の皆様方の中で不安があったということで、御覧のように2004年3月の段階で鶏肉、鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方ということで、鶏肉、鶏卵は安全と考えますという見解をお示しております。

一方、最近、東南アジア、中国等ではH5N1亜型によりますヒトへの感染が広がっておりまして、12月9日現在で137人の感染者が見つかり、そのうち70名の方が死亡されているという状況でございます。

また、このH5N1亜型につきましては、ロシアとか東欧の方にも感染が広がっているという事態になっておりまして、WHOとか欧米諸国におきましては、このH5N1亜型のヒト感染への懸念ということで、鶏肉、鶏卵の取扱いにつきましても、ホームページ等で見解を示している状況でございます。

今回の当委員会のホームページの見直しにつきましては、当委員会の基本的な見解につ

きましては、従来どおりでございますけれども、WHO等の新たな見解も含めて追加することにいたしまして、内容のアップデートを図りたいと考えております。

この資料5-1の1枚目ですけれども、まず下を御覧いただきたいと思えます。括弧書きでございます。線が引いてございます。これは新たに追加するものでございます。WHOの見解としまして、WHOは鶏などの家禽類にH5N1亜型が集団発生している地域、東南アジア、中国等でございます。そこでは鶏肉や鶏卵を含む家禽類の肉及び家禽類由来の製品につきましては、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしております。

上の を見ていただきたいわけでありまして、「わが国においては」ということで、「万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、わが国においては」、これを追加させていただいております。「以下の理由から鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません」ということで、具体的には胃酸で不活化される。あるいは受容体が違う。加熱調理で死滅するということは従来どおりで記載してございます。

そもそも我が国におきましては、この強毒タイプのH5N1亜型が発生した場合には、鶏は直ちに移動制限がかけられて殺処分をし、また、卵は汚染物品として焼却、または埋却されるということで、そもそもウイルスが付いたのが流通する状況にないということでございます。

次の につきましては、従来の見解でございますけれども、これまで鳥インフルエンザウイルスによりまして、人が鶏肉、鶏卵を食べてこれに感染したという事例は世界的に報告がない。これにつきましては、WHO等の見解も従来どおりと変わっておりません。

2ページ目につきましては、従来どおりでございます。

3ページにつきましても、「わが国においては」ということで、東南アジア等々とは違うということで、一応日本の状況についての見解だということにさせていただいております。

資料5-2でございますけれども、Q&Aについて見直しをさせていただいております。Q1につきましては、線の引いたところが見直しした箇所でございます。最近の世界的な発生状況に基づきまして、下の地図も新しくしておりますけれども、その内容をここに記載をしておるところでございます。

下の方でございますけれども、現在、日本では茨城県等におきまして、H5N2亜型、弱毒タイプが鶏の間で流行しているわけでございますけれども、これについての説明を加

えております。今年の6月以降、これまでに茨城で分離されているH5N2亜型のウイルスは、H5亜型なので高病原性に分類されていますが、鶏に対して症状をほとんど示さない弱毒タイプです。H5N2亜型によるヒトへの感染例はこれまで世界で報告されておられませんということを追加しております。

次のページ、Q2としまして、これは先ほど御説明しましたWHO等の見解、集団発生している地域では、鶏肉、鶏卵について取扱いに注意する必要がありますということを追加しております。

その下でございますが、これは従来も書いておりましたが、表現を若干訂正しているだけでございます。

Q3は従来どおりの家畜防疫の取扱いでございます。変更はございません。

Q4といたしまして、この部分は新設をしております。これにつきましては、冒頭申し上げましたように、WHO、欧米等がいろんな見解を示しております。したがって、食品安全委員会の考え方は、今掲載しております考え方につきまして、基本的に変わらないということですが、WHOは現在、鶏などの家禽類にH5N1亜型が集団発生している地域、東南アジア等では以下のとおり鶏肉、鶏卵を含む家禽類の肉及び家禽類由来製品について、食中毒予防の観点からも十分な加熱調理、及び適切な取扱いが重要であるとの見解を示しておりますということで、括弧の中に具体的な内容が書いてございます。

これらの対応状況につきましては、下の方に「国際機関の対応」あるいは「各国の対応」ということで、これは私どものホームページの食品安全総合情報システムの中に概要を掲載しております。その表題を書いております。

この情報を見ていただきますと、詳細につきましては、URLが書いてございますので、これを見れば中身を詳しく知ることができるとなっております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの報告に関しまして、御意見あるいは質問事項などございませんでしょうか。

これは情報社会でいろんなところから情報が入ってきますし、私どものホームページに今まで出していたのは全然間違いではないんですけれども、WHOのスタンスでベトナムとかにも情報を発する場合の考え方と、我が国の現在における情報の発信の仕方とおのずと違ってきますので、そういうことをはっきりしておかないと、WHOとこっちと違うんじゃないかと言われると困りますので、こういうふうに改めたということです。

だから「現在のところ、わが国においては」ということを書いたり、WHOの見解もこ

ういうふうに書いていたりするということによろしゅうございますね。

どうもありがとうございます。こういういろんな情報はそのときどき、場所によって、変わるということは、我が国においては変わっていないんだけども、時間においていろんなことが変わってきますので、ときどきホームページを見直す必要がありますので、どうも御苦勞様でした。また、関係された方はありがとうございました。

これでよろしゅうございますね。

そのほかに議事ございますか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

司会がどうもまずくて、途中で完全な混乱状態に陥りまして、失礼をばいたしました。それでは、本日の委員会の議事は終了いたしました。食品安全委員会 124 回の会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、12月22日木曜日14時から開催いたします。

なお、16日金曜日10時から動物用医薬品専門調査会を公開で開催。

11時30分から非公開で開催することを予定していますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。